

# 学校いじめ防止基本方針

鶴居村立下幌呂小学校

平成31年4月一部改定

## 1 基本的な考え方

平成25年6月成立した「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、北海道でも平成26年4月に「北海道いじめの防止等に関する条例」をが施行された。同年8月には「北海道いじめ防止基本方針」も策定された。

さらに、平成29年3月には「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定が行われ、北海道でもこれを踏まえ、平成30年2月に北海道いじめ防止基本方針の改定が行われた。

本校においても、全ての児童が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めること、また、全ての教職員が人権尊重の理念に基づき、「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、平成31年4月に一部見直しを図った。

本校における「いじめ防止のための基本的姿勢」は以下の通りである。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における豊かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し迅速かつ組織的に適切な指導を行いいじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者、地域、関係機関との連携を図ります。

## 2 いじめとは

### ＝いじめの定義＝

いじめとは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等（学校外の塾や少年団なども含めて）の一定の人間関係のある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものも含めて）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを受け止め、児童を守る姿勢から事実関係を確かめ、迅速かつ丁寧な対応に当たる。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 「生徒指導委員会」

生徒指導上の問題及びいじめ防止に関する措置を実効的に行うため、生徒指導委員会を活用する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、指導部長、担任、養護教諭

〈活動〉

- ・いじめの早期発見に関すること [アンケート調査等]
- ・いじめの未然防止やいじめ事案に対する対応に関すること
- ・相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関すること

### (2) 「校内研修・職員会議・子ども理解交流会」

毎学期に一度、全教職員で全児童に対する現状や指導についての情報交換、及び共通理解を図る校内研修を実施する。職員会議の中でも随時、児童についての情報交換を行う。

## 4 学校におけるいじめの未然防止

### (1) 児童に対して

- ①児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範感覚の醸成に努める。
- ②「間違いや失敗を認め合う」という意識の徹底を図り、自分と異なる他の個性や持ち味を大切にする姿勢を育てる。
- ③わかる授業を行い、児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感、成就感を育てる。
- ④思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導等を通して育む。
- ⑤「いじめは決して許されない」という認識を児童が持つよう様々な活動の中で指導する。
- ⑥見て見ぬふりをするのは、「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。またその際、知らせることは決して悪いことではないことを併せて指導する。

### (2) 教員に対して

- ①児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ②児童が自己実現を図れるように、日々、子どもが生きる授業実践に努める。
- ③児童の思いやりの心や命の大切さを育む、道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ④「いじめは絶対に許さない」という姿勢を教職員が共通してもっていることを、様々な活動を通して児童に示す。
- ⑤児童一人一人の変化に気付くことのできる、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ⑥児童や保護者からの相談を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ⑦「いじめ」の構造やいじめ問題の対処など、「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自らの人権感覚を磨き、常に自己の言動を振り返るように努める。
- ⑧問題を抱え込むことなく、管理職への報告・相談や同僚への協力を求める意識を持つ。

### (3) 学校全体として

- ①全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。(絆づくり))
- ②いじめに関するアンケート調査やQU調査等の結果から、児童の変化の様子を分析し、教職員全体で共有する。
- ③「いじめ問題」に関する研修を行い、「いじめ」についての本校教職員の理解と実践力を深める。
- ④校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会等で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いたときには担任をはじめ、周りの大人にすぐに知らせることの大切さを児童に伝える。
- ⑤「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ⑥いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

### (4) 保護者、地域に対して

- ①児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、全体懇談会、自治会会合等で伝え、理解と協力をお願いする。

## 5 いじめの早期発見・早期対応

### (1) 早期発見に向けて・・・「変化に気付く」

- ①児童の様子を担当をはじめ多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ②様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ③アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

## (2) 相談できる・・・「誰にでも」

- ①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ②いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを明確に伝える。
- ③いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ④いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、生徒指導委員会を通して校内で情報を共有できるようにする。

## (3) 早期の解決・・・「傷口は小さいうちに」

- ①教職員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者見解だけではなく構造的に問題を捉える。
- ②事実関係を把握する際には、学校として生徒指導委員会を中心とした組織的な体制で行う。
- ③いじめられている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。
- ④いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているのかを気付かせるような指導を行う。
- ⑤いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ⑥事実関係を正確に当該児童の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

## 6 教育委員会、関係機関との連携

- ①いじめの事実を確認した場合の鶴居村教育委員会への報告、並びに、重大事態発生時の対応等については、教育委員会に指導・助言を含めて学校として組織的に動く。
- ②地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合で、いじめ問題など健全育成についての話題や話合いの場を持つよう働きかける。
- ③いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

## 7 その他

### (1) 学校評価の実施

- ・学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行う。

### (2) いじめの「解消」について

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月）
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないことをもって、「解消」とする。

### (3) 「複数の目」「外部の目」

いじめ問題への対応には、「複数の目」と「外部の目」という2つの視点を意識する。

- ①「複数の目」・・・複数の教職員の目
- ②「外部の目」・・・心理や福祉の専門家等（関係機関）

### (4) いじめ事案に係る記録保存

- ・児童対象のアンケート調査は5年間保存する。
- ・聞き取りメモ等も同様に保管する。

## 8 いじめ問題への対応（危機管理マニュアル 学校経営計画書「防災・危機」）の詳細

### 【マニュアル（対応手順）】

### 【詳細】

①いじめ問題の発見	発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常観察，アンケート調査，教育相談</li> <li>・保護者，児童からの連絡 等</li> </ul>
②対応	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導委員会に報告</li> <li>・現段階での情報を記録</li> </ul>
<p>【時間・場所】 いつどこで発生したか            【関係人物】 誰が，誰からいじめと疑われる行為を受けているか            【内容】 どのような行為を受けたか            【要因・背景】 動機やきっかけは何か            【状況】 現在も行為は継続しているか</p>		
③被害児童への対応 ③加害児童への対応	事実確認 方針決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生徒指導委員会の開催⇒報告，共通理解</li> <li>②調査方針，分担を決定               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 調査班（再調査，事実関係把握）</li> <li>イ 対応班（心のケア，安全確保）</li> </ul> </li> <li>③保護者（加害側，被害側）へ適宜連絡</li> <li>④調査結果の報告</li> <li>⑤指導方針，体制の決定⇒全職員共通理解</li> </ul>
④児童への継続指導	対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ解消に向けた指導と支援</li> <li>・対処プランの作成</li> <li>・全校児童への指導</li> <li>・必要に応じて PTA にも説明，協力依頼</li> </ul>
⑤報告	対処・報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続観察，継続指導</li> <li>・対応策の再検討など</li> </ul>
⑥指導の継続	解消へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童本人及び保護者に対して面談等を実施し，その結果に基づき判断をする。</li> <li>・改善されない場合は，関係機関と連携</li> <li>・教育委員会との連携強化</li> </ul>